

学校評価

— 文部科学省「学校評価ガイドライン」より —



文部科学省

学校評価はなぜ必要か？

教育の質の 保証・向上

教育委員会などが学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の必要な措置を講じることにより、一定水準の教育の質を保証し、その向上を図ります。



学校運営 の改善

目指すべき成果とそれに向けた取組について、目標を設定し、その達成状況を把握・整理し、取組の適切さを検証することにより、組織的・継続的に学校運営を改善します。

信頼される 開かれた 学校づくり

自己評価及び外部評価の実施とその結果の説明・公表により、保護者、地域住民から学校運営に対する理解と参画、協力を得て、信頼される開かれた学校づくりを進めます。



学校評価のメリットの例

「教育活動の改善」

- ◆ 保護者のアンケートから、学力向上への要望が強いことがわかり、学力の実態をもとに教科の特性を生かした授業改善の方策づくりや、読み・書き・計算に関する学校全体の系統的な取組を見直すことができた。
- ◆ 児童のアンケートから、自然体験や宿泊体験など体験活動への期待度が高いことがわかり、学校行事を重点化するなどの判断材料となった。



「教職員の意識改革」

- ◆ 生徒による授業評価から、授業への満足度が低いことがわかり、授業力向上に向けた研修の必要性を感じ、より積極的な授業公開や授業方法に関わる実践の交流を進めた。
- ◆ 外部評価者の意見を聞いて、本校のよさや今後取り組むべき課題、教職員としての使命についてのヒントが得られた。このため、本校の課題であるキャリア教育に関わる学習会や、教員の意識改革に関する意見交換を行うこととした。



「保護者や地域住民の学校への協力」

- ◆ アンケート、PTAや学校評議員会の会合などを通して、保護者や地域住民が、学校教育活動や学校運営に関し、気軽に声を寄せるようになった。
- ◆ 学校の取組の報告や学校評価の結果の公表をきっかけに、保護者や地域住民が、学校に協力しようとする気運が高まり、学校ボランティアの試みが始まった。

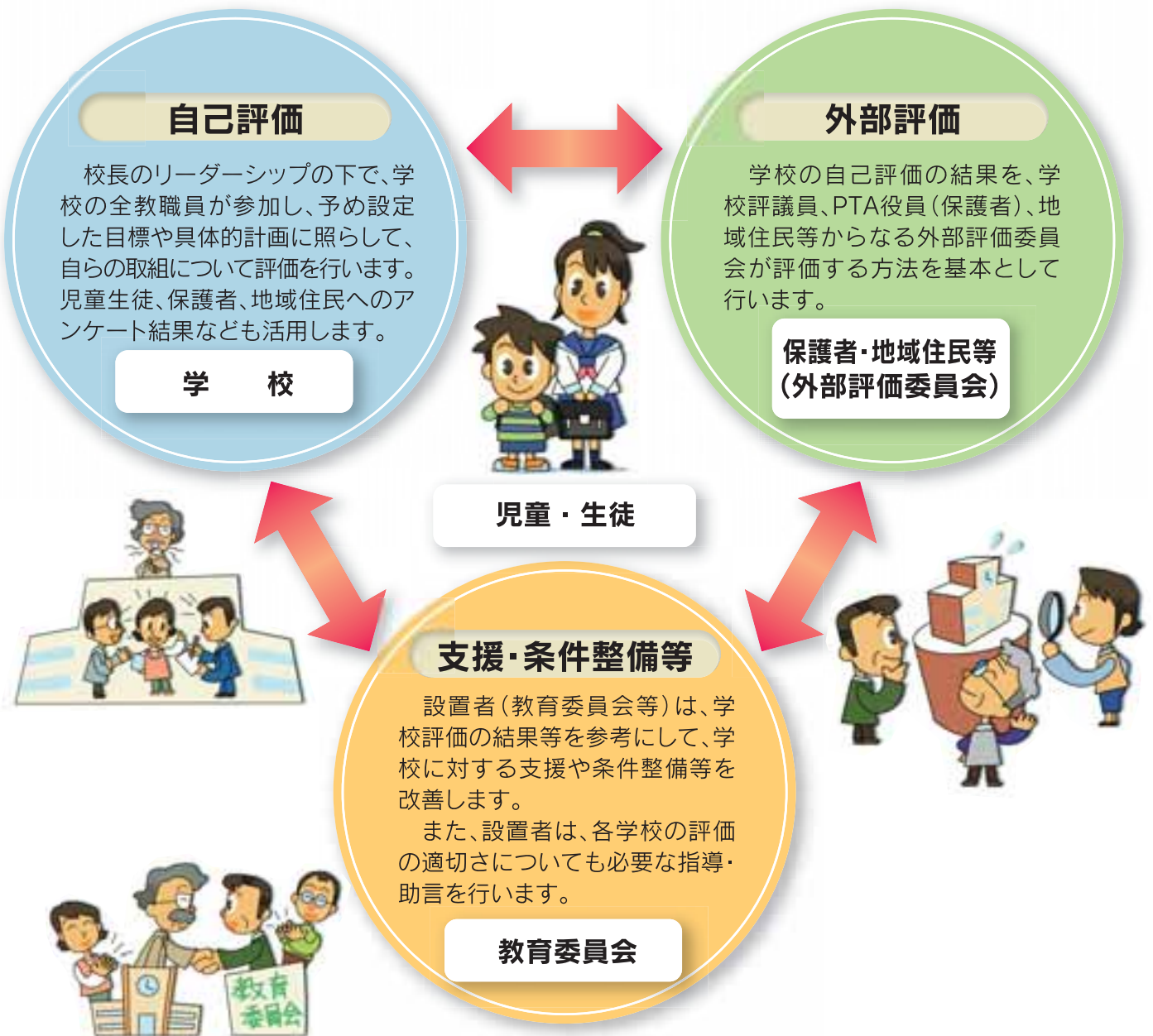


「教育委員会による支援の充実」

- ◆ 教育委員会は、学校評価を通して、学校の目標、取組、成果と課題を把握し、人事や予算面でタイムリーに必要な支援を行うことができた。
- ◆ 学校評価によって明らかになった教育課題の解決や、より質の充実した授業づくりのために、指導主事による校内研修の指導・助言を行った。



学校評価の方法



第三者評価について

大学や教育研究機関の職員、学識経験者等、当該学校に直接関わりをもたない専門家が客観的に学校を評価することを「第三者評価」と呼びます。この「第三者評価」の在り方について、我が国でも研究、検討を進めます。

なお、イギリスなど全国的な第三者評価の仕組みが導入されている国や、すでに日本で先進的に取り組んでいる地方自治体もあります。

学校評価によるPDCAサイクル

児童生徒の状況や
保護者・地域のニーズなどを的確に把握しましょう

Plan (目標設定)

- ◆中期と単年度の目標を、できるだけ明確かつ具体的に設定します。
- ◆前年度の改善方策等を次年度の目標設定に反映させます。
- ◆目標はできるだけ重点化します。

Action (改善)

- ◆学校は、評価結果に示された改善方策に基づき、教育活動等の改善を行います。
- ◆設置者等は、学校の状況を把握し、学校に対する支援や条件整備等の改善を行います。

Do (実行)

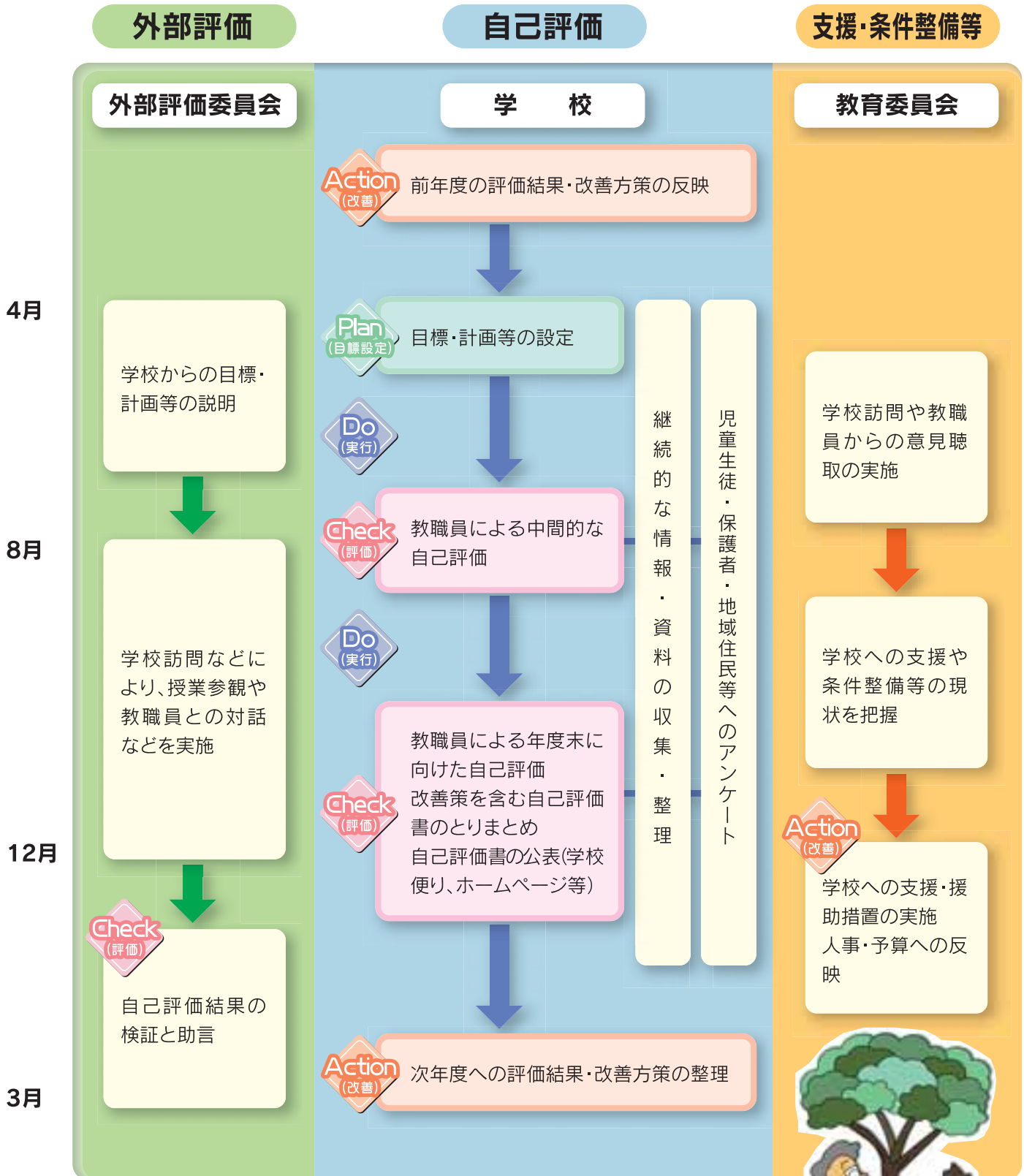
- ◆子どもの知・徳・体の成長を目指した教育活動等を行います。
- ◆教育活動等に関する情報・資料を日常的・組織的に収集・整理します。

Check (評価)

- ◆児童生徒、保護者、地域住民から寄せられた意見や要望、アンケート結果も活用します。
- ◆収集した事例や予め設定した指標を用いて、目標の達成状況や達成に向けた取組の状況を把握・整理して評価します。**【自己評価】**
- ◆評価結果は、自己評価書にまとめ、学校便りやホームページへの掲載などにより、広く説明・公表します。
- ◆設置者は、外部評価委員会を設置し、外部評価委員会は、自己評価が適切かどうかなどを評価します。**【外部評価】**

積極的な
情報提供を
しましょう

学校評価の流れの例



学校評価の項目・指標例

教育課程・学習指導

- 指導目標、指導計画、授業時数などの教育課程の編成・実施の状況
- 学力調査、運動や体力に関する調査の結果
- 児童生徒による授業評価の結果 等

生徒指導

- 生徒指導体制の整備状況
- 問題行動等の状況及び対応状況
- 児童生徒を対象とした生活習慣に関する調査の結果 等

進路指導

- 進路指導体制の整備状況
- 進路相談の実施状況 等

安全管理

- 学校安全計画、学校防災計画の作成・実施状況
- 危機管理マニュアルの作成・活用状況 等

保健管理

- 学校保健計画の作成・実施状況
- 心のケアの体制の整備状況 等

特別支援教育

- 校内支援体制の整備状況
- 交流及び共同学習の実施状況 等

組織運営

- 学校の明確な運営・責任体制の整備状況
- 情報管理の状況 等

研修

- 校内研修の実施体制の整備状況
- 校内研修の課題の設定状況 等

保護者・地域住民等との連携

- 学校評議員やPTAとの懇談や学校運営協議会などの実施状況
- 学校運営への保護者、地域住民の参画及び協力の状況
- 保護者、地域住民に対するアンケートの結果 等

施設・設備

- 施設・設備の効果的な活用状況
- 施設・設備の点検等の実施状況 等

その他、食育、部活動の状況などについて、評価を行うことも考えられます。

各学校においては、その事情等に応じて項目や指標を取捨選択するなどして、独自に項目や指標を設定します。

学校評価について

学校評価は、小学校設置基準などに基づいて行われます。

小学校設置基準(抄)

(平成14年3月29日 文部科学省令第14号)

(自己評価等)

第二条 小学校は、その教育水準の向上を図り、当該小学校の目的を実現するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定して行うものとする。

(情報の積極的な提供)

第三条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、保護者等に対して積極的に情報を提供するものとする。

[※同様の規定を中学校設置基準、高等学校設置基準、幼稚園設置基準においても整備。]

「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」を策定しました。

- ✳️ 学校評価について、各学校や地域における定着が進みつつありますが、その一方で、学校によって実施内容が不十分である、調査結果の公表が進んでいないなどの課題があります。このため、学校・地方自治体の参考に資するよう、平成18年3月27日に「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」を文部科学大臣決定し、同年3月30日に文部科学省初等中等教育局長名で都道府県教育委員会等に通知しました。
- ✳️ このガイドラインは、全国的に一定水準の教育の質を保証しその向上を図る観点から、学校評価の目的、方法、評価項目、評価指標、結果の公表方法等、目安となる事項を示しています。
- ✳️ また、このガイドラインは、学校・地方自治体の取組を拘束するものではありません。各学校や地域の状況に応じて進めている学校評価の取組の参考にし、学校評価の改善を図っていただきたいと考えています。

本パンフレットは、「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」(平成18年3月27日 文部科学省)をもとに、作成しております。

皆さまのご意見をお待ちしております。

【お問合せ先】

文部科学省 初等中等教育局 学校評価室

〒100-8959 東京都千代田区丸の内2丁目5-1

電話 03-5253-4111(内線3705)

ホームページ http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakko-hyoka/index.htm

電子メール shotopt@mext.go.jp